

議案第16号

二宮町職員の旅費に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

職員の職務の級の見直しにより、等級別基準職務表を改めることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

二宮町職員の旅費に関する条例（昭和26年二宮町条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第4条関係）」に改め、同表3号の項中「6級」を「5級」に改め、同表4号の項中「及び5級」を削り、同表備考中「職員の給与に関する条例」の次に「（昭和32年二宮町条例第28号）」を加え、「給料表（1）」を「等級別基準職務表」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

二宮町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後							改正前						
別表 (第4条関係)							別表						
等級	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1日につき)	等級	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1日につき)
(略)							(略)						
3号	5級以上の職務にある者		〃			9,000円	3号	6級以上の職務にある者		〃			9,000円
4号	4級の職務にある者		〃			9,000円	4号	4級及び5級の職務にある者		〃			9,000円
(略)							(略)						
備考 「級の職務」とは、職員の給与に関する条例 (昭和32年二宮町条例第28号) 第3条に規定する等級別基準職務表による当該級の職務をいう。							備考 「級の職務」とは、職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表(1)による当該級の職務をいう。						